

放送に関する「規制緩和」を進めるための署名

欧米など日本以外の先進国では「マスメディア集中排除の原則」から、新聞社が放送業に資本参加するなど特定資本が多数のメディアを傘下にして影響を及ぼす「クロスオーナーシップ」を制限・禁止しています。しかし、日本では大手新聞社が地上波放送局やラジオ局を独占支配しています。これは、昭和十三年の「国家総動員法」によって推し進められたメディア統制が「在京キー局システム」として地上波放送にも適用された結果です。

情報通信技術の爆発的な発展により放送事業が巨額な投資を必要とする装置産業ではなくなってきたにも拘わらず、現在の放送法は、キー局に対し、放送法第二条により諸外国に比べ極めて安価な電波利用料で地上波テレビ放送の電波を独占利用させ、新規参入による自由競争を排除し、視聴者がより多くの良質な放送局を選ぶ事を不可能にしています。

一 放送法はじめ電波三法を改正し、放送に関する「規制緩和」を進める。

- ・地方からの全国発信を認める。(既存の在京キー局による寡占の撤廃)
- ・3年以内に放送ネットワークの枠を撤廃する。
- ・「クロスオーナーシップ」を禁止する。
- ・「電波利用権のオークション制度」を導入し、「放送の自由化」をする。

二 関連法規を整備し、十年、百年先を見据えた放送内容の適正化を図る。

- ・「報道」「ニュース」を冠する番組は、全て放送法第4条の「報道」に該当するものと定める。
- ・放送法第4条3項をフィクションと明示しない全ての放送に適用し、停波などの罰則規定を設ける。
- ・第三国からのメディア操作の排除を法律に明記する。
- ・報道内容について、重大な虚偽・捏造に対して「製造物責任法」を適用できるようにし、放送利害関係者を排除した第三者により違法行為を公的認定する監視機関を設置する。

右記の二項目の実現を強く要望する。

総務省総務大臣 殿

国民の知る権利を守る自由報道協会

代表理事 坂倉 豊年

取扱者名(団体・個人)

住所

電話番号

氏名		住所	

【お願い】この署名用紙は、右の取扱者(団体・個人)宛にご送付頂くか、または「国民の知る権利を守る自由報道協会」までにご送付頂くファックスにてご送信下さい。(ファックスは「番号通知(非通知設定の方は「一八六」を最初に入れて)」で御願ひします)

(「協会」住所 〒一〇二・〇〇七四 東京都千代田区九段南一・五・六りそな九段ビル五階KSフロア
ファックス〇三・六八六九・一三二五)

ご家族等の分を代筆せず、一人ずつ「氏名」「住所」をご署名下さい。尚、この署名の個人情報、厳正に管理させていただきます。